

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日東電工株式会社		コード	6988
提出日	2024/5/24	異動(予定)日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	ウォンライオン	社外取締役	○														○		有
2	澤田 道隆	社外取締役	○														○		有
3	山田 泰弘	社外取締役	○														○		有
4	江藤 真理子	社外取締役	○														○		有
5	小橋川 保子	社外監査役	○														○		有
6	園 潔	社外監査役	○														○	新任	有
7	服部 剛	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏は現在、First Penguin Sdn. Bhd.の重要な業務執行者であります。当社は同社と取引をしております。	同氏は当事業年度(2023年度)の取締役会(12回)の全てに出席し、女性・外国人活躍を含むダイバーシティやサステナビリティについて、約16年間の日本での留学・勤務経験、および母国マレーシアなどのアジア各国での多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家としての意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても引き続き活動いただく予定です。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2	同氏は過去において、花王株式会社の重要な業務執行者でありました。当社は同社と取引をしております。	同氏は当事業年度(2023年度)の取締役会(12回)の全てに出席し、ESG推進のトッパン・ホールディングス企業経営者としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。今後も、これら企業経営者としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する幅広い意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても引き続き活動いただく予定です。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3	同氏は過去において、日本銀行の重要な業務執行者でありました。当社は同行と取引をしております。	同氏は当事業年度(2023年度)の取締役会(12回)の全てに出席し、金融経済の専門家としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家としての意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても引き続き活動いただく予定です。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4	同氏は現在、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は個別案件について同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがありますが、同氏は当社の担当ではなく、その年間金額も当社の連結売上収益の0.001%未満です。当社は同事務所とは顧問契約を締結しておらず、同事務所との関係は同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。	同氏は当事業年度(2023年度)の取締役会(10回)の全てに出席し、企業法務や労働問題の専門家としての多様な経験や実績に基づく有用な意見をいただいております。今後も、これら専門家としての見識や経験に基づく取締役会の監督に加え、当社経営に対する専門家としての意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても引き続き活動いただく予定です。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5	同氏は現在、JK&CREW税理士法人の重要な業務執行者であります。当社は同社と取引をしております。	同氏は当事業年度(2023年度)の取締役会(10回)および監査役会(11回)の全てに出席し、経理・財務の専門家としての見識や経験に基づく適正な監査に加え、当社経営に対して財務分野の観点からの有用な意見をいただいております。今後も、これら専門家としての見識や経験を当社の監督に加え、当社経営に対する金融、財務分野の観点からの意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても引き続き活動いただく予定です。同氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外監査役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6	同氏は過去において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの重要な業務執行者でありました。当社は同社と取引をしております。	同氏には金融、財務分野に関する豊富な見識と幅広い経験に基づく意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。同氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外監査役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7	同氏は過去において、東京海上日動火災保険株式会社の重要な業務執行者でありました。当社は、同社と各種損害保険契約を締結しておりますが、その年間金額は、当社の連結売上収益の0.005%未満であり、同社との関係は同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。	同氏には損害保険会社の要職を歴任して培われたリスクマネジメントに関する豊富な見識と幅広い経験に基づく意見を期待しております。なお、同氏には、経営・指名・報酬諮問委員会の委員としても活動いただく予定です。当社は、「独立社外役員の選任基準」を定め、この基準をもとに社外監査役候補者を選任しております。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 補足説明

独立社外役員の選任基準
当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。 当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。
1. 当社および当社グループ会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者(取締役、監査役または執行役員その他の使用人)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者 2. 当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主。以下、同じ)の重要な業務執行者(取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人。以下、同じ) 3. 当社が大株主である会社の重要な業務執行者 4. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社との取引の対価の支払額または受取額が、連結売上高の2%超)の重要な業務執行者 5. 当社の主要な借入先(直近事業年度末における連結借入総額が、連結総資産の2%超)の重要な業務執行者 6. 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度において、個人は1千万円以上、法人・団体は連結売上高の2%超)を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家 7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係(3親等以内または同居親族) 8. 過去10年間において、上記2. から7. までのいずれかに該当していた者 9. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断される事情を有する者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。